

④ 「債務の株式化」をしたときの税務

Q : この度当社では、経営不振の子会社を立て直すため、債務の株式化を実施します。この場合の税務上の取り扱いを教えてください。

A : 実施時の時価により子会社株式を資産計上することとなります。

【解説】

債務の株式化とは、デット・エクイティ・スワップと呼ばれているもので、借入金を株式に転換する手法のことです。

金融機関等が、貸付先の経営再建策としてよく活用しています。

この手法を用いますと、債権者は貸付金と引きかえに債務者の株式を取得することになりますが、この場合の株式の取得価額は、取得時点での時価となり、債権金額と株式の時価に差額があるときは、その差額は益金の額又は損金の額に算入することとされています。

ただし、親子会社間などで行うような場合には「合理的な再建計画等」に基づいて行ったものであると認められるもの以外は、その損失は子会社に対する寄附金として取り扱われることとなっています。

合理的な再建計画とは、例えば業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるようなもので、その金額も妥当なものでなければなりません。

したがって御社の場合、子会社が債務超過の状態でも自己努力にもかかわらず自力での再建が不可能であると認められその金額が妥当であればその生じた損失の全額をその事業年度の損金の額に算入することが認められます。

